

国民年金 お知らせ版

国民年金には
保険料免除制度があります。

国民年金は国内に住所がある方すべてが20歳から加入し、60歳までの40年間、保険料を納める必要があります。しかし、所得の減少や失業等で経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除する制度があります。

国民年金保険料の免除や猶予を受けずに保険料を未納にしていると、万一、障がいや死亡といった不慮の事態となった場合、障がい基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

法定免除は、障がい基礎年金を受けている人や生活保護法に基づく生活扶助を受けている人等が、申請免除は経済的な理由で保険料を納めることが困難な人が該当します。

○申請免除

免除された期間は年金を受給するための資格期間には算入されま

すが、年金額は保険料全額を納めたときと比べると表1のとおりで計算されます。

表1

	納付額	年金額
全額免除	0円	3分の1
4分の3免除	3,670円	2分の1
半額免除	7,330円	3分の2
4分の1免除	11,000円	6分の5

※申請免除は、申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年の所得により判定します。
※一部免除の方で一部保険料を納付されなかった場合は、その期間は未納と同じ扱いとなります。

○若年者納付猶予

30歳未満の方について、本人と配偶者のみの所得が一定以下であれば、保険料の納付が猶予される制度です。

※「若年者納付猶予」を受けた期間は年金を受給するための受給資格期間には算入されませんが、受け取る年金額の計算には算入されません。

○学生納付特例

学生の方で保険料を納めるのが困難なときは、在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから納付することができる制度です。

■対象となる学生

大学(大学院)、短大、高等学校、

高等専門学校、専修学校及び各種学校などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が一定額以下の方

■承認期間

平成21年4月(または20歳の誕生日)から平成22年3月まで(申請は毎年必要)

■申請手続きに必要なもの

年金手帳、印鑑、在学証明書または学生証の写し(平成21年4月1日以降のもの)

※免除期間は7月から翌年の6月までとなります。

※全額免除又は納付猶予の承認を受けられた方が翌年度以降も引き続き全額免除(猶予)を希望する旨を届けられた場合は、申請書は不要です。継続して審査を行います。

※退職(失業)を理由として申請をされる場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

※免除又は納付猶予を受けてから10年以内であれば保険料を遡って納めることができる「追納制度」があります。(3年日以降に追納する場合は加算額がつきます。)

『ねんきん定期便』が届きます。

社会保険庁から平成21年4月より、国民年金・厚生年金の現役加入者の皆様に「ねんきん定期便」が毎年誕生月に送られてきます。

「ねんきん定期便」では、

- ・これまでの年金加入期間と年金加入履歴
- ・加入実績に応じた年金見込額
- ・これまでの年金保険料の納付額
- ・月ごとの年金保険料の納付状況などをお知らせします。

「ねんきん定期便」の年金記録をご確認いただき、年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の回答票にてご回答ください。

皆さまの大切な年金記録を正しいものにするため、「ねんきん定期便」による年金記録のご確認にご協力をお願いします。

「ごみ分別」 お知らせ版

可燃ごみの減量化とごみ分別にご協力ください。

南部町では、平成20年度から地域振興協議会(ご)ことに5%の可燃ご

「ねんきん定期便専用ダイヤル」0570-058-555